

お客さま 各位

キャッシュカードの一部利用制限について

いつも埼玉県信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当金庫では、「還付金詐欺」や「キャッシュカード手渡し型詐欺」の被害防止対策として、下記のとおりキャッシュカードによる振込のご利用を一部制限させていただきます。あわせて平成30年10月1日(月)よりキャッシュカードによる払い戻しのご利用も一部制限させていただきます。大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応ですので、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。



【対象となるお客さま】



70歳以上、かつ過去3年間に「キャッシュカードによる振込」のご利用のないお客さま

お客さまの大切なご預金をお守りします。



キャッシュカードによる振込のご利用を停止させていただきます。



平成30年10月1日(月)より70歳以上、かつ過去3年間に「キャッシュカードによる10万円超の払い戻し」のご利用のない口座をお持ちのお客さま

該当する口座のキャッシュカードによる払い戻し限度額を1日10万円とさせていただきます。

◎ 詳しくは、お近くの窓口へお問い合わせくださいますようお願い申し上げます